

昭和 56 年 12 月

昭和 57 年度の税制
改正に関する答申

税制調査会

まえがき

- 1 税制調査会は、昭和55年11月18日、内閣総理大臣から「国民経済の健全な発展を
目途としつつ、国、地方を通じて財政体質を改善するため、税制上とるべき方策」に
について諮問を受け、審議を続けてきたが、同年12月にはその審議の一環として「昭和
56年度の税制改正に関する答申」を行った。
- 2 本年度に入り、当面の課題として、昭和57年度において実施されるべき税制改正に
について審議を続け、昭和56年12月21日、第16回総会において、その審議の結果を
「昭和57年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣
に提出した。

本書は、この答申を印刷に付したものである。

昭和 57 年度の税制改正に関する答申

昭和 56 年 12 月 21 日

内閣総理大臣 鈴木 善幸 殿

税制調査会会长 小倉 武一

昭和 57 年度の税制改正に当たり、実施すべき事項について、別紙のとおり、当調査会の意見をとりまとめました。当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は次のとおりである。

委 員	石 井 清	○泉 美 之 松
	伊 藤 龍 太 郎	○岩 村 精 一 洋
	奥 原 時 藏	○小 倉 武 一
	織 本 秀 實	○金 子 宏
	鎌 田 要 人	北 裏 喜 一 郎
	○木 下 和 夫	佐 治 敬 三
	○柴 田 護	○鈴 木 隆
	高 橋 正 男	○高 原 須 美 子
	○立 山 武 司	田 中 里 子
	○辻 村 江 太 郎	堤 清 二
	○角 田 房 子	富 塚 三 夫
	○西 和 夫	○西 村 友 裕
	○廣瀬 嘉 夫	○藤 田 晴
	三 島 淳 男	○水 野 正 一
	山 田 春	○渡 辺 佳 英
特別委員	齋 藤 誠	武 田 亨
	林 慶 之 助	○廣瀬 一 郎

(○印を付した委員及び特別委員は、臨時小委員会に所属した委員及び特別委員である。)

目 次

	頁
一 基本的考え方	1
1 今後の財政運営と税制のあり方	1
2 昭和 57 年度税制改正の基本方針	3
二 国 税	4
1 法 人 税	4
(1) 引 当 金	4
(2) 延 納 制 度	4
2 企業関係租税特別措置	4
3 交際費課税	4
4 土 地 税 制	5
5 そ の 他	5
(1) 相 続 税	5
(2) 酒 税	6
(3) 印 紙 税	6
(4) 広告課税, ギャンブル課税	6
(5) 納税環境の整備	6
三 地 方 税	7
1 個 人 住 民 税	7
2 固定資産税及び都市計画税	7
3 非課税等特別措置	7
4 土 地 税 制	8
(1) 固定資産税及び都市計画税	8
(2) 特別土地保有税	8
5 そ の 他	8
(1) 徴収猶予制度	8
(2) 附帯金の徴収上の順位	9

当税制調査会は、昭和 55 年 11 月、内閣総理大臣から「国民経済の健全な発展を目指としつつ、国、地方を通じて財政体質を改善するため、税制上とるべき方策」について諮問を受けて、同年 12 月、昭和 56 年度の税制改正に関する答申を行い、本年度に入つてからは、当面の課題である昭和 57 年度の税制改正について検討を行つた。

一 基本的考え方

1 今後の財政運営と税制のあり方

(1) 我が国の財政状況は、石油ショック後急速に悪化し、その後も現在に至るまで、国、地方を通じて大幅な収支不均衡のまま推移してきているが、今後とも経済政策の適切な運営を確保し、また、将来予想される高齢化社会や流動的な社会経済情勢に対する財政の対応力を回復するためには、このような危機的状況にある財政を一日も早く再建する必要がある。

税制調査会は、このような財政再建の緊要性にかんがみ、既に、昭和 55 年 11 月、「財政体質を改善するために税制上とるべき方策についての答申」(以下、便宜、「中期答申」と称する。)をとりまとめ、その基本的方向を示したところである。

この中期答申は、高い経済成長率の下で豊かな自然増収に恵まれ、財政支出に対する様々な要請に比較的無理なく対応し得たかつての時期との基本的な違いを指摘し、今後の財政運営に当たつては、既存の制度、既定経費についての厳しい見直しを行い、また勇断をもつて行政改革の実現を図ること等により、歳出の節減合理化に努めることを強く求めている。それとともに、このような歳出面での努力を背景として、歳出総額に対する国税収入の割合を、昭和 40 年代における我が国の水準や主要諸外国における現在の水準を参照して、まず、80%程度まで引き上げることができれば、財政構造の健全化はかなりの進展が図られ、財政の対応力も相当程度回復されることとなろうと述べている。また、中期答申は、地方財政についても、同様の趣旨の指摘を行つている。

(2) このような中期答申の考え方を踏まえて、当調査会は、昭和 55 年 12 月の「昭和 56 年度の税制改正に関する答申」において、昭和 56 年度には、現行税制の枠内で徹底した見直しを行うという方向の下で、法人税をはじめとする既存の税目について必要な増収措置を講ぜざるを得ないとしたところである。

(3) その後、こうした措置を通じて財政再建の緊要性が広く国民に理解されるとともに、行財政改革を求める国民の声も一層高まり、昭和 56 年 7 月の臨時行政調査会

の「行政改革に関する第1次答申」において、財政の再建に当たつては、何よりも行財政の徹底した合理化、効率化を進めるべきであり、昭和57年度予算の編成においては、新規増税を行わず、歳出の節減合理化、抑制によつて財政再建を進める必要があるとされたところである。また、同答申は、税制に関し、税負担の公平確保は極めて重要な課題であり、制度面、執行面の改善に一層の努力を傾注する必要があるとともに、租税特別措置については、さらに厳しい見直しを行うこととする旨述べている。

このような臨時行政調査会の答申を受けて、政府は、昭和57年度において行財政改革による歳出抑制を中心として、国、地方を通ずる財政再建を進めようとしているが、これは、基本的には、歳出の徹底した節減合理化を求めた中期答申の考え方方に沿つたものであると考える。

- (4) 以上のような状況を踏まえて、当調査会は、昭和57年度における税制改正を検討するに当たつては、新税の導入や税率の引上げを考慮の外に置くことが適当であると判断した。

しかしながら、政策税制については、税負担の公平確保の観点から常に見直しを行うべきは当然であり、昭和51年度以来そのほとんどについて改善措置が講じられたことにかんがみ、中期答申において、税負担の公平を確保する見地からの政策税制の整理合理化は、当面、おむね一段落したと述べたところであるが、行財政改革を必要としている厳しい財政事情の下で、各種の公共サービスのあり方につき抜本的な見直しが行われている現在、税負担の公平確保は従来にも増して強く要請されるところであり、この面からも租税特別措置の厳しい見直しが求められていると考える。また、政策税制以外についても、社会経済の実態に即して不断の見直しを行わない場合には、負担の不均衡を招くこととなる点に留意しなければならない。

したがつて、昭和57年度においては、このような角度からの税制の見直しの必要性及び厳しい財政事情に顧み、政府において、徹底した歳出の削減が行われるとともに、税外収入の確保のため最大限の努力がなされることを前提として、所要の税制上の措置を講ずることとすべきであると考える。

- (5) 所得税については、課税最低限が昭和53年以来据え置かれているため、その後の所得や物価水準の上昇によつて所得税負担率が上昇してきているとして、その引

上げを求める意見があり、また、個人消費を喚起し景気回復の促進を図るという見地からも、所得税の減税を行うべきであるとする意見がある。

しかしながら、所得税の課税最低限は、高度成長期に連年のように大幅に引き上げられた結果、既にかなりの水準に達しており、個人所得に対する所得税負担率は国際的にみて低い水準にあること、昭和52年と昭和56年とを比較すると一般的にいつて税引後所得の増加率は低位の所得階層ほど高く、かつ実質手取額は高所得階層では若干減少しているのに対し、中・低所得階層では増加しているとみられるここと、個人消費の積極的な拡大を期待できるような規模の所得税減税を行う余裕はないこと等に留意する必要があり、昭和57年度における極めて厳しい財政事情の下においては、この際これを見合わせるよりほかないと考える。

ただ、所得税の現行課税最低限と税率構造を長期にわたって固定することは適当でないので、歳出、歳入両面にわたり今まで以上に徹底した見直しを行い、課税最低限と税率構造の見直しが可能となるような財政状況をできる限り早く実現することが望ましいと考える。

- (6) なお、所得税は、個人が稼得した所得に対して直接に負担を求めるものであるだけに、中期答申においても指摘されているように、その公平確保が一段と強く要請されるところである。したがつて、所得税の適正な執行を担保するための制度上の措置について、幅広い観点から検討を行い、納税環境の整備を進める必要があると考える。

また、当調査会としては、中期答申で示された今後における財政再建の基本的方向を踏まえつつ、所得税負担のあり方や間接税のあり方等、中期答申で検討課題とされている基本的な諸問題について、その後の国民各層における議論を考慮しながら、取り組んでいくべきものと考える。

2 昭和57年度税制改正の基本方針

以上みてきたように、昭和57年度においては、行財政改革による歳出の抑制を中心として財政再建が進められているところであり、税制面においては、税負担の公平確保を中心とした見直しを行うこととし、以下のような措置を講ずべきである。

二 国 稅

1 法 人 税

(1) 引 当 金

引当金は、法人税の課税所得を合理的に計算するために設けられているものであり、この制度自体を政策税制と考えることは適当でないが、その繰入率等について実態に応じて常に見直しを行つていく必要がある。

① 貸倒引当金の法定繰入率については、現行の法定繰入率がなお平均貸倒実績率と相当かい離していると認められることから、さらにその適正化を図るべきである。

② 退職給与引当金については、将来支給すべき退職金債務を一定の利子率で割り引いて現在価値に直した金額を引当限度額とするという現価方式の考え方がとられており、この考え方自体は一定の合理性を持つものである。

しかし、一方において、退職金支払額に比して引当金残高が過大であり、また、退職給与の引当てといつても支払保全措置が講じられていないという社会的批判があることも事実である。

したがつて、退職給与引当金については、今後、実態面の分析を行い、このような批判のよつてきたところを踏まえ、今後における企業年金制度の動向等を見極めつつ基本的な検討を行つていくべきものと考える。

(2) 延 納 制 度

法人税の納税に当たつて認められている延納制度については、所得税における延納制度とのバランス等を勘案し、現行の法人税における延納割合の縮減することが適当である。

2 企 業 関 係 租 税 特 別 措 置

租税特別措置については、税負担の公平を確保する見地から、昭和51年度以来積極的にその整理合理化が進められ、その主要な項目のほとんどについて改善措置が講じられてきたところである。しかしながら、最近の厳しい財政事情の下で、税負担の公平確保が一段と強く要請されるところから、企業関係租税特別措置については、さらに見直しを行うべきである。

3 交 際 費 課 税

交際費については、累次にわたつて課税の強化が行われてきたところであるが、巨

額にのぼる交際費の実態及びその支出額が毎年増加し続けているという事実に対する社会的批判には依然として厳しいものがある。したがつて、この際、交際費に対する課税の全般的な強化を図るべきである。

4 土地税制

- ① 土地政策において税制の果たし得る役割はあくまで補完的なものにとどまり、税制のみによつて土地政策の実効を期すことはできないと考えられ、むしろ、総合的な土地政策の確立こそが必要であると考えられる。
- ② しかしながら、宅地の供給を図り、住宅建設を促進することが重要な政策課題となつてゐることから、この際、税負担の公平にも配意しつつ、税制による宅地供給の阻害要因を除去することによりこのような政策課題に税制面からも配慮していくかざるを得ないとの意見があつた。
- ③ これに対しては、一般的な所得税減税ができないような状況の下で土地の譲渡所得課税を緩和することには慎重であるべきであるとの意見があつた。
- ④ このように、土地税制を今直ちに改正すべきかどうかについては意見が分かれたが、土地税制が長期安定的な制度として確立されなければ、税制の緩和期待による土地の売り惜しみによつて土地の安定的供給を期待し得ないという判断においては共通していた。
- ⑤ 長期安定的な土地税制を確立しようとする場合には、特定市街化区域農地に係る固定資産税等について、営農を10年以上継続する意思のない者に対する課税の適正化が図られることを前提として、土地の譲渡所得課税に関する長期譲渡所得、短期譲渡所得の区分を一定の保有期間とすることも適当であろうが、その場合の保有期間は10年とすべきである。

なお、長期譲渡所得については、現行4分の3総合課税を維持すべきであるとする意見と、これを2分の1総合課税としてよいとする意見があり、また、居住用財産の譲渡については、買換えの特例(取得価額の引継ぎによる所得税の課税の繰延べ)を認めるべきでないとする意見と、弊害が生じないような制度的な工夫をしたうえで、これを認めることもやむを得ないとする意見があつた。

5 そ の 他

(1) 相 続 稅

相続税の課税の基礎となる相続財産の評価のあり方については、従来から各種の

論議が行われてきているところであるが、最近においてはいわゆる中小企業の事業承継といった観点から議論が行われている。この問題は、取引相場のない株式等をどのように評価するかという技術的な側面と富の再分配機能を有する相続税の性格との関連をどう考えるかという基本的問題を含んでいるので、専門家の意見を徴する等により幅広く検討を加えるべきものと考える。

(2) 酒 稅

酒税については、その基本的な枠組みは昭和37年度に定められて以来見直しが行われておらず、その後の社会経済情勢の変化の下で種々の問題が指摘されるに至っている。したがつて、今後の酒税制度のあり方につき、幅広い観点から基本的な検討を加えることが適当である。

(3) 印 紙 稅

印紙税については、最近における経済取引の進展等により負担の均衡が損なわれている面があるのではないかとの指摘もあるので、今後、課税範囲や適用税率のあり方等を中心に、適切な対応策を講ずるよう引き続き検討することが適当であると考える。

(4) 広告課税、ギャンブル課税

広告課税、ギャンブル課税については、種々議論があつたが、新税としての性格を持たざるを得ないのでないかとの意見にもかんがみ、昭和57年度は見送ることとし、今後あらためて検討することとする。

(5) 納税環境の整備

申告納税制度は、青色申告制度の普及・育成等を通じて、納税者各層の間に深く定着しているところであるが、なお、所得課税については、執行面での握差が生じやすいという実質的公平確保の面での批判が少なからず見受けられる。この点に関しては、中期答申においても、所得税負担の公平確保につき強く要請されているところである。

以上のような観点から、納税者が確実な記録に基づいて自主的に正確な申告をするという申告納税制度の原点に立ち返り、制度面において負担の公平を確保するための工夫を重ねていくことが必要であると考えられるので、記帳水準の向上のための方策をはじめ、幅広く申告水準の維持・向上のための諸方策をとり上げ、納税者の実情等を勘案しつつ、具体的、専門的な検討を進めるべきである。

三 地 方 税

1 個人住民税

明年度においても地方財政は依然として厳しい状況にあると見込まれることから、課税最低限の引上げ等大幅な減収につながる措置を講ずることは極めて困難であると考えられる。しかしながら、低所得者層の税負担について配慮をする必要があると認められるので、昭和56年度に設けた住民税所得割の非課税措置を存続せざるを得ないと考える。この場合、国民生活水準の動向等との関連から現行の非課税基準額に若干の調整を加える必要があると認められる。

以上のような考え方から、昭和57年度においては、所得金額が現行の非課税基準額に、控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には9万円を加えた金額（例えば夫婦子2人の給与所得者の場合、給与の収入金額が188万5千円）以下の者については、住民税所得割を非課税とすることが適当である。

なお、昭和58年度以降の措置については、国民生活水準の推移等を勘案して、引き続き検討する必要があると考える。

2 固定資産税及び都市計画税

(1) 宅地等については、最近の地価の上昇状況等からみて、昭和57年度の評価替えによる平均的な評価上昇率が、前回の場合を上回ると見込まれるので、評価替えに伴う税負担の増加を緩和する趣旨から、今回においても、前年度の税負担を基礎とした段階的な負担調整措置を講ずることとし、その場合、昭和59年度までの間、毎年度の税負担の増加が3割を超えないこととするのが適当である。

(2) 一般農地については、現在の税負担の水準及び今回の評価替えにおいて見込まれる評価上昇の程度等を総合的に勘案すれば、引き続き前年度の税負担を基礎とした段階的な負担調整措置を講ずることとし、その場合、昭和59年度までの間、毎年度の税負担の増加が2割を超えないこととするのが適当である。

3 非課税等特別措置

地方税における非課税、課税標準の特例等の特別措置については、従来、当調査会の答申に述べられている基本的な考え方即してその整理合理化を進めてきたところであるが、税負担の公平を確保する見地から一層その整理合理化に努めるべきである。また、固定資産税に相当する市町村納付金における特例措置については、その整理合理

化に当たつては慎重であるべきであるとの意見があり、一方、他の非課税等特別措置と同様に整理合理化に努めるべきであるとの意見があつた。

なお、電気税の非課税措置については、現行の非課税基準設定後の社会経済情勢の変化に即応して、その見直しを行う必要があるとの意見があつたが、一方、この見直しを行うに際しては、物価等に及ぼす影響について配慮することが必要であるとの意見があり、結論を得るに至らなかつた。

4 土地税制

(1) 固定資産税及び都市計画税

市街化区域農地に対する課税の適正化措置については、昭和55年度の税制改正に関する答申に沿つて、宅地供給を促進する見地から、三大都市圏内の特定の都市のC農地についても、所要の負担調整措置を講じつつ、課税の適正化措置の対象とすることが望ましい。ただし、都市施設の整備状況や土地利用の実態等にかんがみ、現状においてすべてのC農地を課税の適正化措置の対象とすることは適当ではなく、例えば3.3平方メートル当たり評価額が一定金額未満のC農地は対象外とするような措置を講ずるべきである。

また、この課税の適正化に当たつては、長期にわたり営農を継続する意思のある者に対する配慮を行うこととし、現行の減額制度を廃止し、これに代えて徴収猶予の措置を講じ、一定の場合に限り、徴収猶予税額を免除する制度を設けることが適当である。

(2) 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地政策に資するための政策税制として創設されたものであり、土地税制が基本的に改められる場合には、その一環として特別土地保有税についても見直しを行うべきであるとの意見があるとしても、現下の住宅・宅地問題の状況にかんがみ、これを存続すべきである。なお、住宅の建設等の促進に資するよう、その活用を図るべきであるとの意見があつた。

5 そ の 他

(1) 徴収猶予制度

法人の住民税及び事業税の申告納付に当たつて特に認められている徴収猶予制度については、法人税における延納制度と同様、その徴収猶予割合の縮減を図ることが適當である。

(2) 附帯金の徴収上の順位

地方税においては、延滞金、各種加算金等の附帯金をその本税に先立つて徴収することとなつており、その優先順位は国税の場合と異なつている。

近年における地方税の徴収の実情にかんがみ、納税の便宜等を図るため、国税と同様、本税である地方税を附帯金に先立つて徴収するよう措置することが適當である。

(大蔵省印刷局製造)